

○国土交通省告示第三百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第十五条第二号の規定に基づき、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

平成十八年二月二十三日

国土交通大臣 北側 一雄

住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

第一 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対して、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

第二 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

1 設計に関する業務

2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

3 建設工事に関する業務

4 工事監理に関する業務

第三 その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）

1 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

2 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について第二の1から4までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第四 第一から第三までに掲げる場合に準ずる場合であつて、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附 則

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第六十四条第二号の規定に基づき、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

平成十八年二月二十三日

国土交通大臣 北側 一雄

認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

第一 登録住宅型式性能認定等機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（認定員を含む。）が、当該登録住宅型式性能認定等機関に対して、認定等の申請を自ら行った場合又は代理人として認定等の申請を行った場合

第二 登録住宅型式性能認定等機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（認定員を含む。）が、当該登録住宅型式性能認定等機関に対する認定等の申請に係る住宅若しくはその部分又は当該申請に係る住宅の部分を含む住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

1 設計に関する業務

2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

3 建設工事に関する業務

4 工事監理に関する業務

5 製造に関する業務

第三 その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録住宅型式性能認定等機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（認定員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該登録住宅型式性能認定等機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員（認定員を含む。）が当該申請に係る認定等の業務を行う場合に限る。）

1 当該登録住宅型式性能認定等機関に対する認定等の申請を自ら行った場合又は代理人として認定等の申請を行った場合

2 当該登録住宅型式性能認定等機関に対する認定等の申請に係る住宅若しくはその部分又は当該申請に係る住宅の部分を含む住宅について第二の1から5までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第四 第一から第三までに掲げる場合に準ずる場合であつて、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附 則

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九十条第二号の規定に基づき、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

平成十八年二月二十三日

国土交通大臣 北側 一雄

試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

第一 登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）が、当該登録試験機関に対して、試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合

第二 登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）が、当該登録試験機関に対する試験の申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法に依じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法（以下「特別評価方法」という。）を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

1 設計に関する業務

2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

3 建設工事に関する業務

4 工事監理に関する業務

5 製造に関する業務

第三 その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員（試験員を含む。）が当該申請に係る試験の業務を行う場合に限り。）

1 当該登録試験機関に対する試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合

2 当該登録試験機関に対する試験の申請に係る特別評価方法を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について第二の1から5までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第四 第一から第三までに掲げる場合に準ずる場合であつて、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附 則

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。